

## 04-34

### 健康生活支援講習の受講者・指導員による評価

日本赤十字社 事業局 救護・福祉部

○清田 敏恵

【目的】健康生活支援講習は、前身の家庭看護法の内容を一新し新たな講習として普及を開始した。平成25年の受講者数は95,483人、5か年で約46万人が受講した。今回、開始後5年が経過し評価のため、受講者及び指導員にアンケート調査を実施したので報告する。

【方法】平成25年9月～10月、全国支部が開催した講習の受講者及び指導員にアンケート調査

【結果】短期講習の受講者(3,406人)は、60～70歳代が50.5%であり主婦、学生の女性が約7割であった。受講動機は、「自分が健康に過ごすため」23.2%が最も多かった。講習の情報源は、「市町村や社会福祉協議会の広報誌」26.4%であり、「赤十字のリーフレット、赤十字新聞等」16.1%と少なかった。開催内容は、「日常生活での介護」40.5%、新たに組み入れた「高齢者自身の健康増進、安全」37.9%、「地域で高齢者支援に役立つ知識と技術」21.7%の順であった。受講者の約8割が「とても役に立つ」と回答しており、この講習を「自分の健康管理」42.8%、「家族の介護技術」34.1%、「地域のボランティア活動」17.2%にいかしたいと答えていた。また、指導員(1,013人)は、職員が7割、ボランティアは3割であった。講習の指導は、指導員(看護職)と一般指導員で指導範囲を分担しているが、「現状でよい」と「見直したほうが良い」がともに3割であった。一般指導員に「高齢者の理解、介護者の健康管理、」の担当を拡大したいという意見が多かった。講習名称については「現状でよい」47%、「支援」を抜き「健康生活講習がよい」26.7%であった。指導員の満足度は50.5%で満足していない指導員が40%いた。

【結論】超高齢社会において健康生活支援講習が果たす役割は大きい。地域のためにボランティア活動にいかしたい受講者が地域デビューできる仕組みや地域奉仕団等のボランティア指導員を育成し、地域包括支援センター等と連携していくことが課題である。

## 04-35

### 地域で子どもの命と健康を守る赤十字幼児安全法講習の取り組み

本社 事業局 救護・福祉部 健康安全課

○高橋 順一、清田 敏恵

日本はいま、世界に類を見ない少子高齢社会に直面しており、行政や多くの団体が地域の生活の場で子どもや子育てを支援するための仕組み作りに危機感を持って取り組んでいる。赤十字幼児安全法は、このような課題に応えるため、子どもの尊い命を守り、地域社会全体で子どもを大切に育てることを目的として、事故防止と応急手当の方法、家庭内での看病の方法、乳幼児の一次救命処置等の講習を全国各地で開催している。今回、その普及実態を把握し、今後の取り組みの課題について明らかにしたので報告する。平成25年度における幼児安全法講習の受講者数は67,080人(開催回数2,855回)で過去最高であった。講習の開催先は、地区・分区、地域奉仕団が22%、幼稚園・保育園が22%、公的団体が22%とともに多く、続いて企業3%の順であった。本講習の中でも平成23年度に開始した「乳幼児の一次救命処置」講習の受講者数は41,585人(開催数1,689回)であり、開催先は赤十字関係団体・施設28.2%、幼稚園・保育園が26.2%、公的団体24%、学校5.7%、企業2.5%、町内会・自治会3%の順であった。また、ワークショップ形式で全国展開しているコープ共済連とのタイアップ講習は、平成25年度までに全国26都道府県支部で68回開催し1,385名の若い母親が受講した。国は、団塊の世代などに対して子育て支援の研修を充実させ、若い世代を支える機会を増やすことや地域の実情に応じて家庭・地域の子育て支援を充実させるため、多くの団体が子育て支援事業に参入することを促進している。本年、日赤は、とくに小さな子どもに関わる人が多い保育園の職員・保護者等を対象に、「全国保育園保健師看護師連絡会」とタイアップ講習を開始することとした。今後も幼児安全法を通じて、小児の救命率の向上とともに、地域の子育て支援に貢献していく。

## 04-36

### 幼児安全法普及への取り組み ファミリーサポートセンターとの共催について

日本赤十字社滋賀県支部 事業推進課

○岩永 止美子

赤十字事業の中に講習普及事業があるが、滋賀県支部の幼児安全法の講習普及の取り組みについて紹介する。日本は、出生率の低下が少子化に拍車をかけている中、子育てをめぐる厳しい実態がある。赤十字では、このような社会の趨勢に応え、子どもを社会全体で大切に育てるため、こどもに起こりやすい事故に対する手当て、事故防止、病気への対応の方法を中心とした「幼児安全法」を行っている。

滋賀県は、平成16年度は年に9回、受講者263人であったが、平成19年度から滋賀県との共催、平成20年度から大津市ファミリーサポートセンターとの共催で、受講者が増加し、平成20年度から受講者数が5倍になる。「ファミリーサポートセンター」は、仕事と家庭の両立支援を目的とし平成6年から国の補助事業として始まり、平成17年から国の子育て支援の交付金事業として実施。初年度4ヶ所だったのが、平成25年度には全国で870か所となる。

滋賀県の場合は、ファミリーサポートセンターは11か所あり、そのうちの7事業所から講習の依頼あり。平成23年度ファミリーサポートセンターの託児中の事故をきっかけに、厚生労働省はファミリーサポーター会員に講習受講の強化を勧めている。その為、滋賀県内では、平成20年度から毎年幼児安全法を受講している。赤十字としては、共催することで、子育て中の母親、また子育てを援助する側など、色々な世代に講習を広めるきっかけにもなっており、子育て中の母親の交流や悩みを聞く場所にもなっており、母親の育児ストレス軽減に繋がっている。滋賀県の取り組みを、全国に発信して、地域の子育て支援の一助になればと期待したい。

## 04-37

### 当院における禁煙外来の現状

さいたま赤十字病院 呼吸器内科

○松島 秀実、佐野 由紀子、宇佐美 節子、才元 宏美、平澤 真実

【背景および目的】当院では2010年よりバレンクリンによる禁煙外来を行ってきた。2010年1月より2013年12月までの4年間における当院禁煙外来の現状を報告し、検討を行った。

【対象】4年間に当院禁煙外来にて治療した97例。年齢は22～85歳(平均58.4歳)。男性が67例、女性が30例。BIは平均は779。TDSは平均7.1点。基礎疾患を68例に認め、COPDが22例、虚血性心疾患が10例、高血圧が7例、糖尿病が6例、間質性肺炎が5例だった。精神疾患合併例を13例(うつ病が9例、統合失調症が3例、神経症が1例)に認めた。

【結果】年別患者数は2010年が25例、2011年が42例、2012年が17例、2013年が15例と受診者数の減少傾向を認めた。禁煙外来受診理由として健康のため(53例)、基礎疾患の治療目的(39例)が多かった。97例中治療完遂例が77例(79%)、治療中断が20例(21%)であった。禁煙成功者は63例で、成功率65%であった。精神疾患合併症例の禁煙成功率は54%(13例中7例)と非合併例と比較してやや成功率が低下した。有害事象は27例に認め、嘔気が33例、便秘が15例、精神症状が10例であった。薬剤減量例を17例、薬剤中止例を13例に認め、嘔気、嘔吐による減量、中止が高頻度だった。禁煙成功者63例において最終診察日の問診にて「喫煙したい」と答えた者が34例(54%)おり、喫煙したい症例が多かった。

【考察および結論】当院では近年禁煙外来受診者が減少傾向を示した。精神疾患合併例の禁煙成功率は54%と全体と比較してはやや低かったが、禁煙に成功出来た症例が半数近くいることから、精神疾患症例においても禁煙治療を考慮することが重要と思われる。禁煙成功例においても禁煙外来最終日で54%が「喫煙したい」と答えており、今後喫煙再開の可能性を考慮し、外来終了後も定期的にフォローアップすべきと考えた。

一般演題(口演)  
10月17日(金)